

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前
1	はじめに	高橋委員	以前は「はじめに」に義務と権利があった。もう少し膨らませたら良い。	第1章の「1人権の基本的考え方」に義務的な表現を入れました。	P1	「差別や虐待などの人権侵害を自分自身のことととらえ…」 「お互いを尊重し、認め合い、活かし合う…」	
2	全体	室橋委員	計画自体を市は受け止めて推進するのか。	市の計画なので、当然、この計画に沿って進めます。	—	—	—
3	全体	高橋委員	市民意識調査の回答割合の表現の統一を。	第3章では調査結果の章なので、細かく「%」を使用し、第5章では傾向把握なので、○割前後、○割近く、○割を超え、○割半ば、○割台を使用しています。	—	—	—
4	全体	高橋委員 (追加)	字句の統一化 捉える(とらえる)、一層(いっそう)、挙げる(あげる)、改める(あらためる)、起きる(おきる)など 字句の使い方 うける→受ける(P29)、連れて→つれて(P44)、良いのか→よいのか(P18)、すこやかに→健やかに(P27)、鑑み→かんがみ(P33:他の文章同様に平易に)など	字句は統一化します。 字句の使い方は個別に検討し、平易な表現にします。	—	—	—
5	全体	高橋委員 (追加)	「人権問題」と「人権侵害」の使い分け 「我が国」と「国」の使い分け 文章内容により使い分けを。	個別に検討して、適切な表現を使用します。	—	—	—
6	全体	—	—	本文に複数回出てくる法令名は初回は「正式名称(以下「略称」という。)」と表記し、2回目からは「略称」と表記とします。1回だけの場合は、「正式名称(略称)」と表記とします。	—	—	—

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前
7	第1章 1人権の基本的な考え方	田巻委員長 (追加)	「生存と自由を確保し」の表現に違和感あり。	国の「人権教育・啓発に関する基本計画」においても「生存と自由を確保し」と使用していますのでこのままとします。委員のご指摘のとおり人権擁護推進審議会においても同様に使用しています。	P1	—	—
8	第1章 1人権の基本的な考え方	田巻委員長 (追加)	「これが侵害されたときは」の一文に違和感あり。	明らかに人権の考え方についての文章となるよう修正します。	P1	<u>人権は誰もが持っている権利</u> で、これが侵害されたときは、公の制度によって救済される「法的な権利」でもあります。	そのため、これが侵害されたときは、公の制度によって救済される「法的な権利」があります。
9	第1章 1人権の基本的な考え方	田巻委員長 (追加)	「人権を守るためには…」の一文に違和感あり。	「思いやり」や「やさしさ」を否定していませんので「だけ」は残し、より理解し易い表現にします。	P1	「思いやり」や「やさしさ」だけの問題とするのではなく、差別や虐待などの人権侵害を <u>自分自身のことととらえ</u> 、許さず、…	「思いやり」や「やさしさ」だけの問題とするのではなく、差別や虐待など人権侵害を許さず、…
10	第1章 1人権の基本的な考え方	田巻委員長 (追加)	「を示すものです」が繰り返しになっている。	委員案のとおり修正します。	P1	基本的な考え方等を示して <u>います</u> 。	基本的な考え方等を示す <u>ものです</u> 。
11	第1章 3計画期間及び改訂	赤塚委員 (追加)	文字の重複修正を。	修正します。	—	—	—
12	第1章 3計画の目的	伊原委員	人権文化の表現が気になった。市の条例から来たのか、計画オリジナルの言葉か。	これまでの計画でもキーワードとして使われており、他都市の人権計画でも一部使用されています。	P3	—	—

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前
13	第1章 3計画の目的	伊原委員	この計画だけで使うのなら人権文化の言葉は不要では。文化は「思いやり・やさしさ」により親和性を感じる。かわりに一人一人の人権が大切にされることは「多様性の尊重」につながるのそれをキーワードとしたらどうか。多様性を尊重する中で、主張や権利がぶつかったりする時は、思いやりとやさしさで調整をするがよいと思う。	「人権文化」のワードは「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画(内閣府)から、引用したものです。 一部自治体では「人権文化課」や「人権文化センター」のように部署や施設名に使用したり、「人権文化」の名称が入った条例を制定していたりするなど、必ずしも一般的とは言えませんが公共の場で使用されています。 本計画では策定当初より、計画のキーワードとして使用していますし、国の計画からの引用であり、他の自治体でも一定の使用実績がありますので、今回の改訂においても、引き続き使用したいと考えています。	P3	-	-
14	第1章 3計画の目的	太田委員	人権文化はマイノリティを大事にし、その声を尊重しようという考えでは。		P3		
15	第1章 3計画の目的	田巻委員長	文化は自ずと醸成されるもの。権利主体性やリテラシーは自分を守る術として持ちましようということと社会全体として作っていきましょうは話が別。社会にあてはめる印象なので、策定された何かがあるとか、市として確固たるイメージがあるのでなければ、かなり説明をしたうえで使うべき。		P3		
16	第1章 3計画の目的	田巻委員長 (追加)	「人権文化」に違和感あり。 *印の「法的基準として理解される」「人権が実現される」も修正を。		P3		
17	第2章 1策定の背景	田巻委員長 (追加)	「取り組み」と「取組」の平仄合わせが必要。	動詞使用の時は「取り組み」、名詞使用の時は「取組」とする。 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」での用法に合わせたもの。	-	-	-

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前
18	第2章 2(1)これまでの 取組み	田巻委員長 (追加)	「それらの中」表現は適切でない。	委員案のとおり修正します。	P6	さらに、新潟市では2006(平成18)年に「新・新潟市総合計画」を策定、「人権尊重・男女共同参画の社会づくり」と「共生社会の推進」を目標に掲げ、「市民一人ひとりが大切にされる市民主体のまちづくり」を宣言しました。また、2007(平成19)年の政令指定都市移行を経て、2008(平成20)年に新潟市自治基本条例を制定、「市民一人ひとりの人権が大切にされるまち」を宣言しています。	それらの中、新潟市では2006(平成18)年に「新・新潟市総合計画」を策定、「人権尊重・男女共同参画の社会づくり」と「共生社会の推進」を目標に掲げ、「市民一人ひとりが大切にされる市民主体のまちづくり」を宣言しています。2007(平成19)年の政令指定都市移行を経て、2008(平成20)年に新潟市自治基本条例を制定し、「市民一人ひとりの人権が大切にされるまち」を宣言しました。
19	第2章 2(1)これまでの 取組み	田巻委員長 (追加)	「宣言しています」「宣言しました」の表現に違和感。 (時系列的に逆になるのでは)			P6	
20	第2章 2(2)市民意識 調査からみる…	田巻委員長 (追加)	「今回本調査の…」の「今回」は】不要では。	「今回」を削除します。	P6	本計画の2回目の見直し	今回本計画の2回目の見直し
21	第2章 2(2)市民意識 調査からみる…	高橋委員 (追加)	ア 市民調査を「行いました。」→「実施しました。」に修正 ウ 「減る傾向が」→「減少傾向が」に修正	委員案のとおり修正します。	P6	…意識調査を実施しました。 減少傾向がみられます。	…意識調査を行いました。 減る傾向がみられます。

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前
22	第2章 2(2)ウ③日本社会における人権意識と(3)今後の課題	室橋委員	「人権が守られている」9.3%減を受けとめた議論を。		P8 と P11	「わからない」の回答が平成25年調査に比べ9.5ポイント増加の19.0%となりました。	「わからない」の回答が平成25年調査に比べ9.5ポイント増加の19.0%となり、 <u>関心の低い層が増えています。</u>
23	第2章 2(2)ウ③日本社会における人権意識と(3)今後の課題	田巻委員長	アンケートの分析が不十分。「人権が守られている」9.3%減など		P8 と P11	(3)今後の課題 平成30年調査では「人権侵害を受けたことがある」と回答した人が平成25年調査より若干増加し、「今の日本は人権が守られていない社会だ」と回答した人が平成25年調査とほぼ同じでした。また、「人権に対する関心」がある人は6割を超えていますが、平成25年及び平成18年調査より減少しています。 <u>人権問題に大きな改善はみられていません。</u>	(3)今後の課題 <u>しかしながら</u> 、平成30年調査では「人権侵害を受けたことがある」と回答した人が平成25年調査より増加し、「今の日本は人権が守られていない社会だ」と回答した人が平成25年調査より減少しています。また、「人権に対する関心」がある人は6割を超えていますが、平成25年及び平成18年調査より減少しています。
24	第2章 2(2)ウ③日本社会における人権意識と(3)今後の課題	伊原委員	「守られている」9.3%減、「わからない」9.5%増だが、「わからない」に関心が低いに結びつけるのはどうか。		P8 と P11	9.3%減は特徴的動きなので、この表記は残し、「関心の低い層が増えています。」を削除します。	
25	第2章 2(2)ウ⑤関心のある人権問題	高橋委員 (追加)	女性「39.6%」→「45.6%」に修正 「に関するものが上位でした」→「の順になっています」に修正	委員案のとおり修正します。	P8 と P9	「女性」(45.6%) …に関するものの順になっています。	「女性」(39.6%) …に関するものが上位でした。
26	第2章 2(3)今後の課題	高橋委員	冒頭の新潟市の実施状況と、「しかしながら」以降のつながりが悪い。		P11	「しかしながら、」を削除します。	平成30年度調査では… <u>しかしながら</u> 、平成30年度調査では…
27	第2章 2(3)今後の課題	田巻委員長 (追加)	「差別」の回答が多いから、「差別」の解消が求められるの結論になぜつなげるのか。	委員案のとおり修正します。	P11	また、「人権という言葉のイメージ」は、「差別」と回答した人が最も多く(56.9%)、平成25年及び平成18年調査と比較しても増加傾向にあり、 <u>人権教育・啓発には「差別」が一つのキーワードとなります。</u>	また、「人権という言葉のイメージ」は、「差別」と回答した人が最も多く(56.9%)、平成25年及び平成18年調査と比較しても増加傾向にあり、 <u>今後の人権意識の向上のためには「差別」の解消が課題と考えられます。</u>
28	第2章 2(3)今後の課題	田巻委員長 (追加)	「また」以降の文がおかしい。「格差社会の拡がり」が「貧困の問題が深刻化」へのつながりがおかしい。	委員案のとおり修正します。	P11	また、社会構造の大きな変化による格差社会の拡がり、さまざまな人権侵害の背景にある貧困問題の深刻化をもたらしており、	また、社会構造の大きな変化による格差社会の拡がり、さまざまな人権侵害の背景にある貧困の問題が深刻化する結果となっており、

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前
29	第3章 1基本的あり方	田巻委員長 (追加)	「計画の目標」とは何の「計画」を指すのか。	新潟市人権教育・啓発推進計画なので「本計画」とします。	P12	本計画の目標である…	計画の目標である…
30	第3章 1基本的あり方	田巻委員長 (追加)	「その」以下の文章があいまいな表現になっている。	委員案のとおり修正します。	P12	新潟市は、人権教育・啓発推進法が規定する定義(第2条)及び基本理念(第3条)等を踏まえ、 <u>人権教育・啓発の基本的あり方について以下のようにとらえています。</u>	その基本的あり方として、人権教育・啓発推進法が規定する定義(第2条)及び基本理念(第3条)等を踏まえ、 <u>次の点をあげることができます。</u>
31	第3章 1(2)発達段階を踏まえた効果的な手法	赤塚委員 (追加)	発達段階は幼児から高校生くらいまでですと。「年齢や生活環境などに応じた」ようにしたらどうか。人権擁護委員協議会では保育園から高齢者を対象とした活動を行っている。	「発達段階」の表現に違和感がありますが、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」やそれに伴い策定された基本計画にもその表現が使用されていますので、このままとします。	P12	—	—
32	第3章 2基本的な視点	田巻委員長 (追加)	「しかし」以下の文書に不足感。	委員案のとおり修正します。	P13	しかし、 <u>実際のところ人権意識の向上は容易に達成できるものではなく、社会情勢や社会構造の大きな変化により、</u>	しかし、社会情勢や社会構造の大きな変化により、

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前
33	第3章 2基本的な視点	高橋委員	「人権侵害をする人される人」表現に違和感。加害者・被害者とか、削除でも良いのでは。	「人権侵害をする人される人」は削除します。 「人権侵害をされた人」を「人権侵害の被害者」と修正します。	P13	これからも人権意識の向上は大切ですが、個人や集団がその置かれた状況に気づき、問題を自覚し、自らの生活の調整や改善を図る力を培うことが必要です。また、人権侵害は誰にでも起こることを自覚し、もし、周囲で人権侵害が起きた場合はこれを傍観せず、その被害者を力づける意識が必要で	これからも人権意識の向上に向けた教育・啓発は重要ですが、加えて、個人や集団がその置かれた状況に気づき、問題を自覚し、自らの生活の調整や改善を図る力を培うことが必要です。 また、人権侵害をする人やされる人を生みず、人権侵害が起きた場合でもこれを傍観せず、社会的な問題として地域と行政が一体となって取り組み、人権侵害された人を力づけるまちづくりが重要となります。
34	第3章 2基本的な視点	田巻委員長(追加)	「人権侵害をする人やされる人」「人権侵害をされた人を力づける」表現が適切でない。		P13	す。さらに、人権侵害を生まないためにも一人ひとりがお互いを尊重し、認め合い、活かし合うまちづくりが重要です。 そして、人権侵害を社会的な問題として、地域と行政が一体となってその解決に取り組む、相談から救済までつなげることが重要です。	
35	第3章 2基本的な視点	田巻委員長(追加)	「これらの趣旨にそって」とは。	前段を厚くして、「これらの趣旨」が指し示す内容にします。	P13		
36	第3章 2基本的な視点	田巻委員長	「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調への市民理解が難しい。	本計画では策定当初より、「計画の基本的な視点」として使用しているポイントであり、前後の章とのつながりもあることから、引き続き使用したい。一般の人に受け入れてもらい易くするため、日本語を前に表記します。	P13		
37	第3章 2基本的な視点	田巻委員長	「リーガル・リテラシーを重視する」への市民理解が難しい。		P13		
38	第3章 2基本的な視点	高橋委員	リーガル・リテラシーは一般に定着した言葉か。一般の人が正しく理解し難い。		P13	法を使いこなす力(リーガル・リテラシー)	リーガル・リテラシー(法を使いこなす力)
39	第3章 2基本的な視点	赤塚委員(追加)	一般市民に理解してもらい易い言葉を「リーガル・リテラシー」など。		P13		

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前
40	第3章 2(3)人権侵害を傍観せず力づける	赤塚委員	人権侵害を受けた側, している側で人間を上下に位置づける感じがする。力づけるでなく違う表現を。	人権侵害を目の当たりにした場合, 被害者には声を掛け, 勇気づけ, 対処方法を伝えることが求められます。これはお互いに言えることで上下ではないと考えます。被害者への「声掛け」を追加します。また, 対処方法として「人権相談」だけでなく, 「救済手段」を追加します。	P14	しかし, 人権侵害はその対象となった人の問題であると同時に, 社会の問題でもあります。人権侵害が起きた場合, その対象となった人々を傍観せず, 声掛けし, 勇気づけ, 人権相談や救済手段の手だてを紹介するなど, 人権問題の解決と根絶に向けて共に考え, 行動する地域社会を目指します。	しかし, 人権侵害はその対象となった人の問題であると同時に, 社会の問題でもあります。人権侵害が起きた場合, その対象となった人々を傍観せず, 勇気づけ, 人権相談の手だてを紹介するなど, 人権問題の解決と根絶に向けて共に考え, 行動する地域社会を目指します。
41	第3章 2(3)人権侵害を傍観せず力づける	田巻委員長	励ますというニュアンスでなく, 人権侵害の事実を正し, どう支えるかの対応を。		P14		
42	第3章 2(3)人権侵害を傍観せず力づける	高橋委員 (追加)	人権侵害を行った者に対する働きかけについての視点も必要 被害者へは人権相談の手立てだけでなく救済制度の紹介も必要。		P14		

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前		
43	全体 → 第3章	伊原委員	人権侵害をやめようではなく、皆が個人として尊重されるという多様性尊重という形で義務を果たすことがより根本的。	第3章「2 基本的な視点」の(4)に「多様性(ダイバーシティ)と包括・受容性(インクルージョン)意識を醸成する」の項目を新設します。	P14	(4)多様性(ダイバーシティ)と包括・受容性(インクルージョン)の意識を醸成する 「市民意識調査」において、「人権という言葉のイメージ」に対する回答では、「差別」の回答の割合が最も高く、平成25年及び平成18年調査と比較しても増加傾向にあり、人権教育・啓発のキーワードの一つとなっています。 「差別」を生まない、生みにくい環境を整えるため、国籍や人種、宗教、性別、年齢、障がいの有無、価値観などにかかわらず、一人ひとりがお互いを尊重し、認め合い、活かし合う多様性(ダイバーシティ)や包括・受容性(インクルージョン)についての意識を醸成することが必要です。			
44	第1章	田巻委員長	権利ばかりの説明でなく、それに伴う義務に関しても、これまでの改訂経緯を踏まえつつも検討が必要。		P14				
45	1基本的な考え方 → 第3章2(4)	田巻委員長	「差別」に関して「なぜ起こるのか」「どのように回避すべきか」も示すべき。		P14				
46	第1章 → 第3章	田巻委員長	一人一人が大切にされる、安心して生活するなどかみくだいて理解できるようにする。		P14				
47	4計画の目的 → 第3章2(4)	室橋委員	「人権文化」以外にも「ダイバーシティ」の考え方も入れるべき。		P14				
48		田巻委員長	「ダイバーシティ」は重要、一人一人の人権を大切にの精神も。		P14				
49	第2章 → 第3章	(3)今後の課題 → 第3章2(4)	室橋委員		「人権という言葉のイメージ」に対し「差別」が最も多いことを受けとめた議論を。		P14		
50	第3章	1基本的あり方 → 第3章2(4)	横尾委員 (追加)		「ソーシャルインクルージョン」の考え方を追加する。 厚労省による定義:すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から擁護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。		P14		
51	第4章	1(1)市職員に対する人権教育・研修	田巻委員長 (追加)		書き出しを修正 「日本国憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を踏まえて」		委員案のとおり修正します。 P16	日本国憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を踏まえて、	日本国憲法の基本理念の一つである基本的人権の理念を尊重し、

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前
52	第4章 1(1)市職員に対する人権教育・研修	田巻委員長 (追加)	「…に参加しています」の主語が不明。主述ゆがみの補正を。	「も」を入れて、段落全ての主語が、新潟市職員であることを示します。	P16	そのほか、新潟県人権・同和センターが開催している人権・同和教育啓発推進講座や各分野の研修会、各種講座にも参加しています。	そのほか、新潟県人権・同和センターが開催している人権・同和教育啓発推進講座や各分野の研修会、各種講座に参加しています。
53	第4章 1(1)市職員に対する人権教育・研修	田巻委員長 (追加)	「人権文化」「根付くよう努力します」等に違和感。	「人権文化」は日常の暮らしの中で人権の考え方を尊重し、お互いの存在や尊厳を認めることが、当たり前になっている社会のありかたを指しますので、定着若しくは根付かせることを目標としています。	P16	-	-
54	第4章 1(2)地域社会における…	田巻委員長 (追加)	「人権文化」「根付かせ」「人間の尊厳が尊重される」等に違和感。「人権文化」は次頁以降にもある。		P16 ほか		
55	第4章 1(2)地域社会における…	田巻委員長 (追加)	「女性や子ども、高齢者など個別分野における…」を「女性や子ども、高齢者など対象別の…」に修正を。	委員案のとおり修正します。	P16	女性や子ども、高齢者など <u>対象別</u> の人権問題はもとより、	女性や子ども、高齢者など <u>個別分野</u> における人権問題はもとより、
56	第4章 1(2)地域社会における…	田巻委員長 (追加)	「広く広報」は「新潟市全体／全体的に広報」に修正を。	「新しい」「広く」を削除します。	P16 と P17	インターネットによる人権侵害などについても広報し、	インターネットによる人権侵害など <u>新しい</u> 人権問題も広く広報し、
57	第4章 1(2)地域社会における…	高橋委員 (追加)	インターネットによる人権侵害を「新しい人権問題」としているが、現在、新しいとしてよいか。				
58	第4章 1(3)学校における人権教育の推進	高橋委員	「生きる力」以降の表現は国の計画との整合性は大丈夫か。	生きる力について、学習指導要領総則編(H29 6月)のP3で「知・徳・体にわたる『生きる力』を子どもたちに育むために」とあり、整合性を取っています。	P17	-	-
59	第4章 1(6)企業における人権教育・啓発の支援	赤塚委員 (追加)	上司によるパワハラや従業員からのいじめによる相談が多い。その実態についても記載を。	追加記載します。	P18	<u>また、職場では、上司によるパワハラや同僚からのいじめなどが発生している現状もあり、その対応も求められます。</u>	「新潟市では、…」の前に段落を新規追加
60	第5章 → 第4章	室橋委員	いじめを子どもの項目に特化しただけで良いか、企業・社会にもある。	1(6)企業における人権教育・啓発の支援に職場におけるパワハラやいじめを追加しました。	P18		

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前	
61	第4章	2(1)相談窓口の周知と(2)…相談体制の充実	—	—	(1)と(2)を入れ替えます。「体制充実」が先、次に「周知」	P20	—	—
62	第4章	2(4)救済制度の検討	田巻委員長(追加)	「人権侵害に関わる被害者」を「人権侵害の被害者」?に修正を。	—	P20	新潟市の相談体制の中でも、 <u>配偶者等からの暴力や不登校・いじめ、犯罪被害者支援などの救済制度を設けており、今後もその充実に努めます。</u>	人権侵害の被害者の法的救済については、国の法整備の状況を検証しながら、市民の人権侵害に対しての相談や救済の申立てを受けて調査や相談、支援、市への是正勧告などを行う人権オンブズパーソン制度など救済につながる仕組みについて検討します。
63	第4章	2(4)救済制度の検討	高橋委員(追加)	前計画と同内容だが、法整備や人権オンブズパーソン制度に動きがなかったという理解でよいか。	—	P20		
64	第5章	1女性	田巻委員長(追加)	「女性であることを…」を「女性であることを理由とした差別や不平等、また不利益なことが…」に修正を。	委員案のとおり修正します。	P21	現在も女性であることを理由とした差別や不平等	現在も女性は女性であることを理由に差別や不平等
65	第5章	1女性	田巻委員長(追加)	「それが女性のいきづらさにつながっています」は過度に断定的。「それが一般に女性の生きづらさにつながっているとの指摘がなされている」でどうか。	委員案のとおり修正します。	P21	それが一般に女性の生きづらさにつながっているとの指摘がなされています。	それが女性の生きづらさにつながっています。
66	第5章	1女性	田巻委員長	DV被害者イコール女性を固定化させないようすべし。	—	P21	また、2011(平成23)年には「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を策定し、翌年、 <u>夫・妻、パートナーからの暴力から被害者を守るため配偶者暴力相談支援センター</u> を開設するなど、DVに関する相談から保護・自立まで切れ目のない総合的な支援を実施してきました。	また、2011(平成23)年には「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を策定し、翌年、配偶者暴力相談支援センターを開設するなど、DVに関する相談から保護・自立まで切れ目のない総合的な支援を実施してきました。
67	第5章	1女性	伊原委員	DVは女性に限らない。男性や子どもが当事者になることも。	—	P21		
68	第5章	1女性	高橋委員(追加)	「女性は女性である」→「女性である」 「固定的性別役割分担意識」→「男女の固定的な役割分担意識」 「平成25年度調査比大幅増」→「平成25年度調査で大幅増」	配偶者暴力相談センターに「 <u>夫・妻、パートナーからの暴力から被害者を守るため</u> 」と追加し、妻だけでないと示します。	P21		
69	第5章	2子ども	横尾委員	子どもの権利を守るための物差しの「子どもの最善の利益」の言葉を入れるべき。	委員案のとおり修正します。	P23	子どもはその権利が守られ、 <u>最善の利益を保障されるなか</u> で、豊かな子ども期を経て…	子どもはその権利が <u>保障されるなか</u> で、豊かな子ども期を経て…

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前
70	第5章 2子ども	高橋委員 (追加)	「4割となりました」→「4割となっています」	修正します。	P23	4割となっています。	4割となりました。
71	第5章 2子ども	室橋委員	いじめも軽いことしか書いていない。死亡者も出ているのに。	「いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。」と記述し、重大な人権侵害と考えています。	P23	—	—
72	第5章 2子ども	齊藤委員	虐待、貧困、いじめ、安心・安全の4つの施策の方向性がある。現状、課題、方向性もそれぞれ記載が必要。	追加記載します。	P23 と P24	<p><課題>の2, 3段落目に追加 児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響をあたえることから、早期対応のみならず予防の段階での取り組みが重要です。 また、困難な状況にある家庭や子どもに対しては、経済的な背景以外にも様々な課題を抱えている状況も見られることから、一人ひとりの状況に応じて寄り添った支援をしていくための体制、環境づくりが重要です。</p> <p><課題>の最後の段落に追加 子どもが不審者から被害を受ける事案が発生しており、心と身体に重大な危険を生じさせるだけでなく、生命を脅かす危険な状態になることから、子どもを守る活動の推進が必要です。</p>	
73	第5章 2子ども	齊藤委員	いじめは企業でも起こる。小さい時からの人権教育が重要。	第4章1(3)に記載があります。	P17	—	—
74	第5章 2子ども	太田委員	部落解放同盟で人権保育の研修を開始する。計画に保育の時代も含めて欲しい。		P17	—	—
75	第5章 2子ども	齊藤委員	幼稚園現場での人権教育を中核に置いている。小さい時からの教育が必要。		P17	—	—

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前
76	第5章 3高齢者	横尾委員	認知症カイドブックやサポーター養成講座などの取組の記載も。	認知症施策について追加記載します。	P26 と P27	<p><現状>「新潟市では…」の次の段落に追加 しかし、高齢化の進展が一層深刻化するにつれ、認知症高齢者の増加や、家庭や施設内で暴力や心理的被害・経済的被害をうけるなどの高齢者虐待が社会問題化しています。高齢者への虐待は発生するケースに複雑な家庭事情なども絡むことが多いために表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきました。</p> <p><課題>の最後に次の一文を追加 さらに、認知症高齢者の増加に対する対策も求められています。</p> <p><施策の方向性>の最後に次の段落を追加 認知症施策の推進については、理解を深めるための普及・啓発等、様々な施策を展開することにより、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。</p>	
77	第5章 3高齢者	高橋委員 (追加)	「年を重ねても働ける」→「高齢者が働ける」 「高齢者が年齢により差別される」 →「高齢者が差別される」	委員案のとおり修正します。	P26	<p>…<u>高齢者が働ける場所</u>…</p> <p>高齢者が差別されることなく、…</p>	<p>…<u>年を重ねても働ける場所</u>…</p> <p>高齢者が年齢により差別されることなく、…</p>
78	第5章 4障がい者	室橋委員	障害者基本法は障害者政策の転換点とも言えるもの。大きく扱うべき。	委員案のとおり法改正の事実だけでなく、改正の意図も記載します。	P28	<p><u>2011(平成23)年には、障がいの有無に関わらず人格や個性を尊重しあう共生社会の実現や合理的配慮について定めることなどを目指して「障害者基本法」が改正されるとともに、</u></p>	「障害者基本法」の改正があり、
79	第5章 5同和問題	太田委員	歴史的過程で形づくられた身分差別の表現に差別を拡大しかねない表現がある。	国の「同和対策審議会答申」に使用されている表現であり、明治4年の解放令以降の同和地区の状態を指しているものと考えられます。国の表現に準じたと思います。	P30	—	—
80	第5章 5同和問題	太田委員	タイトル「同和問題」を「部落差別問題」に修正を。	国の基本計画に準じ、「同和問題」とします。	P30	—	—

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前
81	第5章 5同和問題	太田委員	第三者による身元調査の結果に疑問あり。	問い方や回答項目が3択か4択かの違いの影響もあると考えます。	—	—	—
82	第5章 5同和問題	高橋委員 (追加)	<現状>の冒頭の国の施策・法整備から差別事件の流れに違和感がある。時系列的に整理してはどうか。	「法整備」→「発生した問題と対応」の流れになっているため、現状通りとします。一部文書を修正して違和感を少なくします。	P30 と P31	—	—
83	第5章 6外国籍市民等	田巻委員長	ヘイトスピーチは外国籍市民を固定化させないようにすべし。	「ヘイトスピーチ解消法」は本邦外出身者に対する不当な差別を解消する法律なので、このままとします。	P34	—	—
84	第5章 6外国籍市民等	高橋委員 (追加)	<現状> 「相談の場を増やす」→「外国語による相談の場を増やす」 <課題> 「ヘイトスピーチ解消法の認知度」の前に「また、」を追加	委員案のとおり修正します。	P34	「外国語による相談の場を増やす」の回答が… また、「ヘイトスピーチ解消法」の認知度…	「相談の場を増やす」の回答が… 「ヘイトスピーチ解消法」の認知度…
85	第5章 7ハンセン病	室橋委員	患者、元患者との交流の機会を設けての記述を。	<課題>や<施策の方向性>に記載します。	P37	<課題> 患者・元患者・家族等への差別や偏見を解消する必要があります。	
86	第5章 7ハンセン病	太田委員	家族への対応の記載も、できれば障がい者家族への対応も。		P37	<施策の方向性> 今後とも県や関係団体が実施するハンセン病療養所訪問事業に職員を派遣し、過去に行われた施策を学ぶとともに、パネル展等の事業に協力するなど、人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進に努めます。	

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前
87	第5章 8新潟水俣病	室橋委員	カネ目当てとか、ニセ患者とかいう差別の実態の記述を。	追加記載します。	P38	この新潟水俣病は、流域住民に健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対し、病気を理由とした偏見や差別を生み、地域社会にも深刻な問題をもたらしました。 <u>認定申請や救済を求めた裁判を巡っても、「金銭(補償金)目的」、「ニセ患者」、「補償金で水俣御殿を建てた」などと中傷やねたまれることがあり、精神的にも深く傷つけられました。</u>	この新潟水俣病は、流域住民に健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対し、病気を理由とした偏見や差別を生み、地域社会にも深刻な問題をもたらしました。
88	第5章 9拉致問題	太田委員	国際的な人権侵害はこの場にそぐわないとの議論があったが。	市民意識調査にそぐわないというご意見をいただき、調査の設問とはしませんでした。この課題は「 <u>いがた未来ビジョン</u> 」の実施計画に掲げ、重点的に取り組むべき事業の一つであり、計画には掲載したいと考えます。	P39	—	—
89	第5章 → 第4章 10インターネット →第4章1(7)インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進	田巻委員長	何が現状で何が課題かが不明確。対象者がさまざまな人。ネットは手段の一つなので総論にあっても良い。	現状とともに課題も記載しています。 また、総論的内容のため、第4章1の「 <u>様々な場・機会における人権教育・啓発の推進</u> 」の(7)に移動します。	P19	1 様々な場・機会における人権教育・啓発の推進等 (1)市職員に対する・・・ (2)地域社会における・・・ (3)学校における・・・ (4)生涯学習における・・・ (5)民間団体における・・・ (6)企業における・・・ (7)インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進	1 様々な場・機会における人権教育・啓発の推進等 (1)市職員に対する・・・ (2)地域社会における・・・ (3)学校における・・・ (4)生涯学習における・・・ (5)民間団体における・・・ (6)企業における・・・
90	第5章 → 第4章	高橋委員 (追加)	「他人への中傷や侮辱」→「誹謗中傷」 「施策の方向」→「施策の方向性」 「コンピューターやインターネット」→「パソコンやインターネット」	委員案のとおり修正します。	P19	—	—

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前	
91	第5章	11性的マイノリティ	室橋委員	婚姻と生殖の分離の考えが必要。		P41	—	—
92	第5章	11性的マイノリティ	田巻委員長	婚姻と生殖の分離の考えは性的マイノリティのみに発生するものではない、別種類の人権侵害となる。		P41	—	—
93	第5章	11性的マイノリティ	田巻委員長	「ダイバーシティ」という観点から表現の工夫を。		P41	<p>< 施策の方向性 > 性の多様性に関する正しい認識を学校現場を含む社会全体に広げ、当事者やその家族が差別や偏見を受けることなく、誰もがその人らしさを尊重される社会づくりを進める必要があります。</p>	<p>< 施策の方向性 > 性的マイノリティに関する正しい認識を広げ、当事者やその家族が差別や偏見を受けることなく、誰もがその人らしさを尊重される社会づくりを進める必要があります。</p>
94	第5章	11性的マイノリティ	高橋委員 (追加)	施策の方向性が見えない。今回初めて意識調査に設問を入れたことを受けた方向性(…が尊重される社会づくりをとか)を示す必要あり。		P41		
95	第5章	12さまざまな人権問題	田巻委員長	今回は入れなくても良いが「犯罪加害者家族」への無用な人権侵害もある。		P42	—	—
96	第5章	12さまざまな人権問題	—	—		P44	<p>そのほか、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や新潟県の「人権教育・啓発推進基本指針」で取り上げている「アイヌの人々」などさまざまな人権問題や「人身取引(トラフィッキング)」、 「東日本大震災に起因する人権侵害」などの人権問題についても・・・</p>	<p>そのほか、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や新潟県の「人権教育・啓発推進基本指針」で取り上げている「アイヌの人々」などさまざまな人権問題や「人身取引(トラフィッキング)」、 「東日本大震災に起因する人権侵害」など新たにに取り上げられている人権問題についても・・・</p>
97	第5章	旧優生保護法	太田委員	旧優生保護法も重大な人権問題、新たな項目を設けるべき。		P28	<p>< 現状 >の「新潟市は…」の前に追加 加えて、2019(平成31)年4月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(旧優生保護法一時金支給法)」が施行され、その前文で、旧優生保護法の下、障がい者を有すること等を理由に生殖を不能にする手術等を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた方々へのおおむね、共生社会実現への決意を述べられている</p>	
98	第5章	旧優生保護法	室橋委員	旧優生保護法は最近まで存在した法律。どこかの項目に入れるべき問題提起と方向性だけでも。		P28		

新潟市人権教育・啓発推進計画(事務局案)に対する意見等一覧 (R1.7.16委員会意見+追加意見)

資料2

章	該当箇所	意見者	意見の内容	事務局対応	修正案 ページ	修正後	修正前
99	第5章 旧優生保護法	伊原委員	旧優生保護法に関する記載は必要。人権回復措置への務めを盛り込むべき。		P28	ます。 ＜課題＞＜施策の方向性＞には現記述に広い意味で「旧優生保護法」の内容も含まれている認識です。	
100	第5章 全体	赤塚委員 (追加)	現状や課題はわかりやすくまとめられているが、施策の方向性の取組が少ない。	いくつかの分野で施策の方向性に取組を追加しました。	—	—	—
101	第6章 2関係機関や民間団体等との連携・協働	赤塚委員 (追加)	「関係機関や民間団体等との連携・協働」と「市民一人ひとりの理解と協力」は分けた方がよい。	内容がぼやけるため、「市民一人ひとりの理解と協力」を削除します。	P45	市の人権にかかる施策だけでは限界があることから、関係機関や関係団体との連携・協働が必要です。また、市民一人ひとりの理解と協力も必要です。	市の人権にかかる施策だけでは限界があることから、 <u>市民一人ひとりの理解と協力とともに</u> 、関係機関や関係団体との連携・協働が必要です。
102	第6章 3計画の評価	室橋委員	計画の見直しの表現を。	第1章の3計画期間及び改訂に記載しています。	P3	—	—
103	第6章 3計画の評価	高橋委員	「人権に関する関心の回答が高まる」を「関心の意識の推移を見る」に修正。	修正します。	P45	「人権に関する関心」について <u>の意識の推移を注視しながら</u> 、	「人権に関する関心」の <u>回答が高まっているか注視しながら</u> 、
104	第6章 3計画の評価	赤塚委員 (追加)	「市民からの意見や要望」はどのように聞くのか具体的方策を。	外部委員への市民参画、ホームページに対する意見・要望、市民意識調査を通じて意見・要望をいただく姿勢でいます。	P45	—	—
105	第6章 計画推進	太田委員	計画の具体的な推進体制の構想は。	第6章1のとおりです。	P45	—	—